

令和6年6月19日（水曜日）

文教・子育て委員会

第2委員会室

出席委員

石見和之、塚本進介、西本真造、竹尾浩司、
蔭山敏明、宮本吉秀、杉本博昭、三浦充博、
小田響子

請願人の趣旨説明について

9時55分

（委員長）

請願第7号について、請願人から趣旨説明をしたいとの申出を受けている。請願人による趣旨説明を許可してよいか。

（全委員）

異議なし。

請願人入場

請願第7号について、趣旨説明。

請願人退場

開会

10時06分

こども未来局

10時06分

前回の委員長報告に対する回答

・放課後児童健全育成事業施設整備事業者の再公募について、事業者が応募しにくい原因を丁寧に分析し、今後、同様に事業者を公募する際には、新規事業者が参入しやすくなるよう募集条件についてしっかりと検討されたいことについて

事業者の選定に至らなかった津田小学校区において、開所時期を延長し、工期に余裕を持たせるなど募集条件の見直しを図った上で令和6年7月31日を受付期限とし再公募を行っている。

次回以降の公募に当たっては、今回の募集結果も踏まえ、事業者に対するヒアリングや他都市の事例を調査するなどし、新規事業者が参入しやすい募集条件となるよう検討する。

・姫路市妊産婦タクシークーポンのデジタル化について、同クーポンの専用アプリ内で使用可能なタクシー会社を検索できるようにするなど、妊産婦が使いやすいものとなるよう努められたいことについて

デジタルクーポンが使用可能なタクシー会社については、専用アプリ内から当該事業の詳細に関する姫路市ホームページにアクセスをすることで確認できるようになっている。

また、デジタルクーポンへの移行により、紙の利用券のような紛失のおそれなくなったほか、タクシー乗車料金がデジタルクーポンの残額を超えない限り、デジタルクーポンのみでの支払いが可能となるなど、利用者の利便性は向上している。

引き続き、妊産婦の方々が使いやすい事業となるよう努めていく。

付託議案説明

- ・議案第69号 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第70号 姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第75号 契約の締結について（姫路市立大塩こども園大規模改修（建築）工事請負契約の締結）

報告事項説明

- ・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」策定の進捗状況について
- ・こども誰でも通園制度の試行的事業の実施について
- ・姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第2期）について

質疑・質問

10時42分

（質問）

議案第69号、姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、本市においても国と同様の配置基準となるよう関係条例の改正をしようとするものであるが、当分の間、従前の配置基準によることとする経過措置を設けていると説明があった。

同経過措置の適用解除までにどれくらいの期間が必要になると考えているのか。

（答弁）

保育人材不足の現状から経過措置の適用を解除できるめどは立っていないが、早期の適用解除に向け、私立の教育・保育施設への補助事業や潜在保育士への再就職支援などにより、1人でも多くの保育人材の確保に努めたい。

(質問)

現在、市内の教育・保育施設における保育士等の配置状況はどのようになっているのか。

(答弁)

市立施設においては、会計年度任用職員のシフト調整により、何とか配置基準を満たしながら、子どもたちの教育・保育に支障が出ないように取り組んでいる。

職員の内訳としては、正規職員よりも会計年度任用職員のほうが少し多くなっている。

(要望)

保育人材不足の解消に向け、丁寧に取り組まれない。

(質問)

姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)の報告において、幼稚園12園と保育所4園を閉園するとの説明であったが、これほど多くの園が一度に閉園することについて、どのように周知しているのか。

(答弁)

まずは本市ホームページによる周知を行い、必要に応じて保護者等への説明を行っていきたいと考えている。

(質問)

同実施計画の内容を各施設の園長等は知っているのか。

(答弁)

同実施計画の検討を進めていることは当然現場も認識している。具体的な内容については、本委員会の前日に市立の幼稚園、保育所及びこども園の園長への説明を行った。

(質問)

同実施計画により、市立の就学前施設が集約化されるが、閉園する施設の職員の雇用はどうなるのか。

(答弁)

存続する施設へ集約し、各施設の体制強化を進めたいと考えている。

すぐに閉園施設の職員の雇用がなくなるということはない。

(質問)

市立就学前施設を統合して認定こども園化するに当たって、建て替えが必要な場合は私立の認定こども園としての整備を検討するとのことであるが、市立施設

として整備しない理由を説明してもらいたい。

(答弁)

私立であれば整備費、維持管理費ともに国の補助金を活用できるが、市立では地方債を活用することになり、国の補助金が見込めないためである。

(要望)

国の補助金の活用ということでは理解するが、認定こども園は、やはり子どもたちの命と安全のために、私立でなく市立として市が責任を持って整備してもらいたい。

(質問)

同実施計画については、保護者だけでなく地域住民にも広く周知するべきと考えるが、どのように周知しようと考えているのか。

(答弁)

本市ホームページへの掲載に加え、各施設から保護者に向けたお知らせであったり、自治会の回覧などを活用しながら周知を図りたいと考えている。

その上で、説明会の開催要望があれば対応していきたいと考えている。

(質問)

議案第69号について、仮に改正後の配置基準を適用した場合、市内の就学前施設における保育士等がどの程度不足するのか。

(答弁)

同改正は、市立施設、私立施設ともに影響を受けるものであるが、市内の私立保育所については、計算上は必要保育士数を満たしているものの、クラス編成を行うと、各施設で1人から2人程度の保育士等が不足する可能性があると考えている。

(質問)

経過措置の適用解除に向けて目標期日を定めず取り組むというのは市としてあるべき姿勢ではないと思うがどうか。

(答弁)

保育人材が不足している現状から、適用解除の見通しを立てるのは困難である。

しかしながら、市立・私立を問わず保育人材の確保は行政の役割であると十分認識している。私立の教育・保育施設への補助事業や潜在保育士の再就職支援など、市として今できることに力を入れて取り組んで

いきたいと考えている。

(要望)

保育人材の不足の要因の1つとして、長時間勤務などによる離職もあるのではないかと思います。

その解消に当たっては、賃金等による処遇改善だけでなく、例えば、本会議の質問でもあったように、通園バスへの保育士以外の配置を検討するなど、保育士等が働きやすい環境を整備することにも取り組んでもらいたい。

また、経過措置の適用解除については、目標期日などを設定し、私立の教育・保育施設とも連携しながら、早期の配置基準の適正化に取り組まれない。

(質問)

姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)によると、多くの就学前施設が閉園することとなるが、閉園施設の周辺の就学前施設の受入枠がしっかり確保されていることが重要であると思うがどうか。

(答弁)

同実施計画の策定に際し、閉園施設の周辺の就学前施設の定員数等は把握しており、基本的に受入枠はあると判断している。

受入枠のないところについては、私立の認定こども園として建て替え整備することとしており、閉園により受入先のない子どもが発生しないような計画となっている。

(要望)

保育人材の不足が加速すればその前提が崩れる可能性がある。私立を含め、市全体で受入体制の強化に取り組んでもらいたい。

(質問)

同実施計画による施設統合により私立認定こども園を整備する場合、整備費は全て公的補助により賄われるのか。

(答弁)

国と市の補助金は、合計して施設整備費用の4分の3が出るようになっており、4分の1は民間事業者の負担となる。

(質問)

同実施計画により閉園する施設の跡地の利活用はどのように考えているのか。

(答弁)

閉園となる幼稚園は、教育財産として教育委員会の所管施設となっているため、まずは教育委員会で利活用について検討することになる。

もし、教育委員会で利活用案がないということであれば、次は他部局も交えて市全体で利活用の検討をしていき、最終的に、市として全く活用の見込みがないということになれば、普通財産に変更の上、売却を検討していくことになる。

(質問)

令和3年策定の姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第1期)において閉園となった施設は現在どうなっているのか。

(答弁)

第1期計画により閉園としている5園のうち、既に4園が閉園となっているが、現時点では、まだ教育委員会において利活用方法を検討中であり、施設としてはそのまま残っている状況である。

(質問)

姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)に基づいて市立就学前施設の閉園・統合を進めても、周辺の就学前施設に受入枠はあるため教育・保育の提供体制は確保されているとのことであったが、周辺の就学前施設への説明や協議は行っているのか。

(答弁)

まずは本委員会において同実施計画について説明を行うこととしており、周辺の就学前施設へは今後説明していく予定である。

(要望)

今後、周辺の就学前施設へ説明していく中で、様々な問題点が見えてくると思われるので、しっかり対応されたい。

また、同実施計画について、広く周知するとともに、幼稚園・保育所に子どもを預けようと考えている保護者に漏れがないよう、しっかり取り組まれない。

(質問)

津田幼稚園及び別所幼稚園を私立の認定こども園にする際には、幼稚園跡地に整備するとのことだが、跡地は整備事業者に売却することになるのか。

(答弁)

現時点では、整備事業者の有償貸与する手法が採用できないかを検討している。

(質問)

議案第 69 号における保育士等の配置基準の引上げに各教育・保育施設が対応する際に必要となる費用について、国による財源措置などはあるのか。

(答弁)

一例であるが、施設型給付費に対する加算項目として、4 歳児以上の子ども 25 人に対し保育士等 1 人の配置を行った場合に取得可能な 4 歳以上児配置加算が新たに創設された。

同加算項目は、既に多くの施設が取得しているチーム保育加配加算との併用はできないものの、どちらかの加算項目を選択することにより、改正後の配置基準の達成に向けて必要な経費に対して国の財源がついてくることになることを認識している。

(質問)

これまでよりも、子ども 1 人に対して保育士等を多く配置することになるが、保育料に影響はないのか。

(答弁)

現在、3 歳以上の子どもに対する保育料は無償化されているため、保育料への影響はない。

(質問)

今後、市立幼稚園と保育所の再編統合が進み、周辺に私立施設しかないという地域も出てくるかもしれないが、市立施設と私立施設で保育料に差が出ることはないのか。

(答弁)

市内の就学前教育・保育施設の保育料は市立、私立を問わず全て市の定める金額となっており、どちらに通っても同じとなる。

(要望)

保育士等がしっかり子どもと向き合え、質の高い保育ができるように、また、長時間勤務等による負担の軽減につながるように、本市として改定後の配置基準の実現に向けしっかり取り組まれないか。

(質問)

令和 9 年度策定予定の姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第 3 期)における検討対象施設としてさらに 8 園が示されているが、このまま統合再編が進めば第 1 期、第 2 期計画と合わせて、かなり

の数の市立幼稚園が減ってしまい、地域の偏在や送迎の問題などが出てくるのではないかと危惧する。市として市立幼稚園をどのような形で残していこうと考えているのか。

また、最終的な市立幼稚園の在り方については、職員の採用計画なども連動したものとなっているのか。

(答弁)

本市の考え方としては、基本的に地域ブロックを念頭に置いている。同実施計画においても、市域を 7 つの地域ブロックに分け、各地域ブロックの中で、子どもにとって望ましい教育をしていく上で必要な集団規模を考え、そのために必要な施設数を検討していきたいと考えている。

また、最終的に市立幼稚園が各地域ブロックにどのくらい残るかは、将来的な社会情勢の変化や各施設の状態にもよるため現時点では具体的に答えることは難しい。

(質問)

職員の雇用も大切である。

最終的な市立幼稚園の在り方を考えていく上では、職員の採用計画も踏まえたものであるべきだと思うがどうか。

(答弁)

今後、市立幼稚園の統合再編を検討していくに当たっては、職員の処遇や今後の採用計画についても念頭に置きながら、他部局と連携し取り組んでいきたいと考えている。

(質問)

同実施計画の周知は、市自ら対象の施設・地域へ出向いて説明会を実施すべきではないかと思うがどうか。

(答弁)

現時点では考えていない。

(質問)

姫路市子どもの生活実態調査報告書において、調査票の自由意見欄に記載されていた内容が例示されているが、どのような意見を姫路市こども計画に反映させていくのか。

(答弁)

同調査は、令和 7 年度を初年度とする姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」

策定に向けた基礎資料とするために実施したものであり、同計画への反映はこれから整理するところであるが、例えば、「受験生で塾に行けない人が安心して通えるような図書館を増やしてほしい。」といったものや、「お金のかからない公共の集える場所が欲しい。」といった意見については、今後、検討が必要なものと考えている。

また、「父親の世話をされていて苦しい。」などの意見もあり、ヤングケアラーに対しどのような支援を行っていくのかということも同計画において定めていきたいと考えている。

(質問)

同報告書への記載に漏れた自由意見にはどのようなものがあったのか。また、どのような観点で掲載の選別を行ったのか。

(回答)

個人を攻撃するような意見やひどく偏った意見、差別的な意見については掲載を控えている。

(要望)

個人攻撃や差別的な発言は今後社会で増えていく可能性があり、そういった意見の割合の動向なども把握していく必要があるかと思うので、そのような意見の割合も今後報告してもらいたい。

(質問)

市立の幼稚園は標準的な幼児教育を私立の幼稚園やこども園に対し示していく役割があると思うが、市立幼稚園における給食による食育の在り方について、市としてどのように考えているのか。

(答弁)

市立幼稚園においては、給食を提供しておらず、現時点では給食の実施が標準的な幼児教育・保育の上で必要であるとは考えていない。

指摘については、所管する教育委員会へも伝え、共有したい。

(質問)

私立の幼稚園などでは近隣から有機野菜を集めたり、所有地を畑にして耕す体験をさせたりと様々な工夫を行っている。

実際に給食の提供を判断するのは教育委員会というのは理解しているが、施設整備を担当することも未来局においても食育について考えられることがある

のではないのか。

(答弁)

例えばプランターでトマトを栽培してみるなど、工夫次第で給食以外でも食育は行えると思うので教育委員会と知恵を出し合いたい。

(質問)

放課後児童クラブの待機児童は、令和6年5月1日時点で225人と聞いているが、その後どの程度解消しているのか。

(答弁)

令和6年6月1日時点において、225人のうち4人の待機児童が放課後児童クラブへ入ることができた。

また、令和6年6月16日には、広畑第2放課後児童クラブの利用希望者と城陽放課後児童クラブの利用希望者へ待機解消の案内を送付したところである。

(要望)

厳しいとは思いますが、引き続き待機児童の早急な解消に努められたい。

(質問)

放課後児童クラブの利用見込数については、毎年どのように把握しているのか。

(答弁)

同クラブの利用者の見込数は、市内全小学校の児童数における同クラブの利用率や、保育所等の入所者数の推移、「ひめじこども・若者みらいプラン」策定に向け実施した姫路市子育て支援に関するアンケート調査の結果などを参考に算出している。

(質問)

既存のデータによる算出方法では把握しきれない利用希望があるため待機児童が増えていると思われる。例えば、小学校入学前の健康診断の時などに、アンケート等による事前の利用希望調査を実施してはどうか。

(答弁)

就学直前でのアンケートなどによる利用希望調査については施設整備や人員配置が間に合わないことから行っていない。調査結果を反映させるには、少なくとも就学の2年前には調査を実施する必要があると思われる。

(要望)

待機児童解消のための人員配置、施設整備も後手に

回っており、早期に利用希望を把握しておくことが重要であると思われる。

待機児童解消の一助となるよう、2年後に就学予定の児童の保護者に対し事前の利用希望調査を行うなど、早い段階での同クラブの利用希望者数の把握方法について検討されたい。

(質問)

姫路市いじめ問題再調査委員会は、令和5年12月の条例改正において設置されて以降、第1回及び第2回の開催の報告はあったが、現状はどうなっているのか。

(答弁)

いじめ問題再調査委員会は、原則非公開としている。第3回以降については開催日時、場所を含め完全非公開としているため本委員会に対しても案内・報告を行っていない。

(質問)

第3回目以降は開催されているということか。

(答弁)

非公開で開催している。

(質問)

非公開であるため議論された内容まで報告する必要はないが、本委員会に対しては可能な範囲で情報提供をすべきだと思う。そうでなければ、全く同調査委員会が開催されず、当該いじめ案件の解決が進んでいないのではないかと不信感を感じる。

同調査委員会の委員名は公開されているのか。

(答弁)

公開している。

(質問)

同調査委員会の設置から第1回の開催までに時間を要しているがその原因は何なのか。

(答弁)

委員の選定は職能団体からの推薦によることとしており、職能団体への依頼から推薦をもらうまでに時間を要したためである。

なお、現在も1名の欠員が出ており、女性を登用しなければならないという条件もあることから、職能団体からの推薦が遅れている状況である。

(質問)

同調査委員会は、当該いじめ事案をいじめ重大事態

と判断してから1年が経過してからの設置となっている。スピード感を持って調査を進めるよう要望していたものであるにもかかわらず、第1回の開催に時間を要した上に、いまだ欠員が出ている状況とはもってのほかである。

女性委員の推薦が受けられないという説明であったが、性別に関係なく必要な委員をそろえ、調査を進めることが重要ではないのか。

同調査委員会の進め方についてどのように考えているのか。

(答弁)

同委員会の設置が遅れ、さらに第1回の開催までに時間を要したことについては市として重く受け止めている。

しかしながら、委員の選定に当たっては、職能団体からの推薦の後に委嘱の手続が必要であり、市としても推薦を待つしかないのが事実である。

職能団体に対しては、なるべく早く推薦をもらえるように依頼を続けていき、速やかに調査が進むよう対応していきたい。

(要望)

スピード感を持って調査を進められたい。

また、取り扱う内容から非公開であることは理解するが、開催されたことを事後報告するなど、可能な限りの情報提供をされたい。

こども未来局終了

11時54分

休憩

11時54分

再開

12時57分

教育委員会

12時57分

前回の委員長報告に対する回答

・城陽小学校の校地での新たな義務教育学校の設置について、施設の整備に当たっては、教育現場の意見を聞きながら、小学部と中学部の児童生徒が交流しやすい施設となるよう努められたいことについて

施設の整備にあたっては、施設一体型の義務教育学校を設置することとしており、教育現場の意見を聞きながら、児童、生徒、教職員等が交流し、協力しやすい学校づくりを進めていく。

・学校の防犯対策について、各学校においては、登下校時を除いて校門を閉じ、地域住民等によるスクール

ヘルパーが校内を巡回するなど防犯対策を取っているものの、地域住民の高齢化等によりボランティア活動の継続が難しくなりつつあることから、防犯カメラの設置については、前向きに検討されたいことについて

防犯カメラについては、校内への不審者侵入の抑止に効果があると見込まれることから設置について前向きに検討していく。

付託議案説明

- ・議案第 76 号 契約の締結について（姫路市立峰相小学校昇降機棟増築等（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 77 号 契約の締結について（姫路市立坊勢小学校校舎長寿命化改修等工事請負契約の締結）
- ・議案第 78 号 契約の締結について（姫路市立安室小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 79 号 契約の締結について（姫路市立別所小学校屋内運動場改築等（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 80 号 契約の締結について（姫路市立高岡小学校給食室改築（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 81 号 契約の締結について（姫路市立琴陵中学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 82 号 契約の締結について（姫路市立東中学校屋内運動場長寿命化改修（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 89 号 議決更正について（姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事請負契約に係る議決更正）
- ・議案第 91 号 専決処分の承認について（動産の購入に係る専決処分の承認）

報告事項説明

- ・市立小・中・高等学校体育館の空調整備完了予定年度及び空調方式について

質疑・質問

13時15分

（質問）

議案第 77 号、姫路市立坊勢小学校校舎長寿命化改

修等工事の一般競争入札において、3 者の応札があったものの、2 者が辞退し、結果として 1 者の単独応札という形になっている。7 億円を超える工事にもかかわらず入札に競争性が働いていないことについてどのように考えているのか。

（答弁）

これまで、坊勢地域においては、学校のトイレの洋式化工事やドライ化工事などで入札の不調が続いており、今回 2 者の辞退はあったものの、落札に至り、予定価格内で工事が実施できることに安堵している。

また、今回の工事の中で、入札不調により未実施であった学校トイレのドライ化工事も併せて実施することになり、しっかり取り組んでいきたいと考えている。

（質問）

離島における工事を発注する際には何か積算上の配慮をしているのか。

（答弁）

坊勢地域の工事の積算をする際は、海上輸送等に係るコストを見込んでいる。

（質問）

積算上、海上輸送にかかるコストを見込んでいるにもかかわらず辞退や入札不調があるということは、それ以外にも建設業者の参入を難しくする離島ならではの課題があるものと思われる。

当該工事についても、落札に至ったことに満足するのではなく、競争性の観点から参入業者を増やすための対策は考えるべきであったと思うがどうか。

（答弁）

当該工事における入札辞退の理由として、市が行った見積りと実態に乖離があったこともあると考えている。

今後の工事発注に当たっては、離島での工事の特徴を把握し、見積りの取り方などを検証した上で、多くの建設業者に参入してもらえるよう取り組んでいきたい。

（質問）

市立小・中・高等学校体育館の空調整備は、体育館の大規模な改修工事がある場合には、それと併せて実施するということがあったが、議案第 79 号の別所小学校の体育館改修工事だけ令和 6 年度に併せて空調

整備を実施しないのはなぜなのか。

(答弁)

別所小学校の体育館改修工事は 2 か年にわたる建て替え工事であり、令和 6 年度は解体工事の実施予定となっているため空調整備を実施しない。

(質問)

市立小・中・高等学校体育館の空調整備については、令和 6 年度中に整備が完了する学校も出てくるが、スポーツクラブ 21 などの団体が体育館を利用する際に空調を使用することはできるのか。

また、その場合、電気代などは利用者が負担することになるのか。

(答弁)

体育館に整備した空調については、地域行事やスポーツ行事などで使用してもらいたいと考えている。

利用に当たっての費用負担については、現在、検討中ではあるが課金システムを整備し、1 時間当たり幾らという形の課金方式を採用できないかと考えている。

(質問)

体育館の空調設備には都市ガス方式、電気方式、L P ガス方式の 3 種類があったと思うが、導入される機器は方式ごとに全て同じ製品になるのか。

(答弁)

入札に当たって市からメーカーや製品の指定は行わない。

(質問)

以前、都市ガス方式の空調設備は、地震等により都市ガスの供給が止まった際には、L P ガスを接続して使用できると説明があったが、これから整備される機器はその機能を有しているのか。

(答弁)

都市ガス方式の空調設備は室外機にバッテリーが付いており、それで起動できることは確認している。

(質問)

令和 6 年度に整備完了予定の学校に導入する機器は決まっているのか。

(答弁)

現時点ではまだ設計の段階である。どのような機器を整備するかは、工事完了後になると思うが示していきたい。

(質問)

入札時に市から特定のメーカーや製品は指定しないとのことであったが、機種によっては災害時にライフラインの停止により使用できなくなるものがあるのではと心配している。どのように災害時の空調設備のバックアップ機能を担保するのか。

(答弁)

災害時の空調設備のバックアップ機能についても達成すべき基準を示しながら工事を発注することとしている。発注の際に求める機能や基準については営繕課を含め庁内でしっかり調整していく。

(要望)

学校の体育館は避難所としても使用されることから、災害時にもしっかりと使用できる空調設備が導入されるよう取り組んでもらいたい。

(質問)

体育館の空調整備の工事期間はどの程度なのか。

また、授業ができないなど児童生徒に影響がある期間はどの程度なのか。

(答弁)

体育館の空調整備工事はグループ単位で工事を発注し、1 つの工事グループの学校数は様々であるものの、全体工期としては平均 5 か月程度かかると聞いている。

また、室内機の取付け等体育館の中で工事をする期間は 1 校当たり 2 週間程度と聞いている。

(要望)

授業などの学校生活への影響がなるべく少なくなるよう配慮されたい。

(質問)

体育館は避難所としても使用されることから、空調設備の整備スケジュールについては地域住民の関心が高いと思われる。自治会等への整備スケジュールの周知はどのように考えているか。

(答弁)

同工事は学校設備の工事になるため、基本的には学校と教育委員会の間で協議しスケジュール調整を行うものという認識であり、現在、自治会等への周知は特に考えていない。

しかしながら、地域行事などとの関係もあるため、周知方法については今後の検討課題となるが、必要が

あれば、地域住民に対する説明を行いたいと考えている。

(要望)

聞かなければ分からないということにならないよう、教育委員会自ら積極的に周知されたい。

(質問)

高岡小学校では日常的に給食食材の搬入車両が路上駐車している。交通量の多い場所であり、見通しも悪くなるため近隣住民が迷惑している。

議案第 80 号、姫路市立高岡小学校給食室改築（建築）工事において対応する予定はあるのか。

(答弁)

給食室へ続く門扉の鍵を開けるために一時的に路上駐車してしまうことはあるが、給食食材の搬入作業は学校の敷地内で行うため長時間の路上駐車はしていないと考えている。

また、同工事に当たり一旦給食室を解体するため、北西の門扉を入ったところにある家庭科室を仮の配膳室とする予定であり、そこには広い搬入スペースが確保できるので、工事期間中に搬入車両が路上駐車することはないと思われる。

(質問)

門扉の解錠時に一時的に路上駐車せざるを得ないのは理解するが、そもそも給食食材の搬入スペースが狭く、車両が学校敷地内に入り切っていないことによる苦情である。

同工事において搬入スペースを拡充するなど対応はしないのか。

(答弁)

今回の工事での対応は確認できていない。搬入業者へもこの旨を周知し注意を促したい。

(要望)

搬入業者へ注意を促したところで、適切な駐車スペースがなければ対応のしようがないと思う。

ほかにも同様の問題を抱える学校はあるのではないかと思いますので、市全体として工事の際はできる限り配慮されたい。

(質問)

同工事に当たり、一旦給食室を取り壊すということは、工事期間中は自校調理ができなくなると思われるが、どのように対応するのか。

(答弁)

自校調理ができない期間については、ご飯、パン、牛乳は業者から直接搬送される。また、副食の汁物については、夢前学校給食センターからの配送を計画中である。小さいおかずについては今までどおりレトルト食材を検討している。

(質問)

現在、給食室のドライ化工事と空調整備工事を順次進めているところであるが、工事の進捗状況はどのようなになっているのか。

(答弁)

ドライ化工事については、自校調理を実施する 60 校のうち 44 校のドライ化が完了しており、今後も年に数校程度工事を実施していく予定であるものの、学校の敷地面積が狭くドライ化に必要な有効面積を確保できないドライ化困難校に関しては、自校調理を諦め、別の学校で調理した給食を提供する親子方式による対応を検討していく。

また、空調整備工事については、完了時期のめどは立っていないものの、年に数校程度の整備を進め、できるだけ早く全ての給食室に空調設備が設置できるよう努めていきたい。

(要望)

給食室のドライ化工事については衛生面、空調整備工事については調理員の労働環境改善の観点から早期に完了するようしっかりと進められたい。

(質問)

大阪・関西万博へ小中学校・特別支援学校等の児童生徒を招待する企画があると聞いているが、万博予定地ではメタンガスの爆発事故が発生するなど安全面で問題があると思う。また、駐車場から会場までが遠く、小学校低学年の児童には移動が厳しい面もあるが万博への招待について教育委員会ではどのように考えているのか。

(答弁)

兵庫県から案内文書が届いているので、各校に対して通知するが、現在、市として、学校に対して参加を勧めることは考えていない。

(質問)

専決処分の報告第 19 号と報告第 22 号について、学校事故として 100 万円を超える高額な損害賠償金を

支払っているが、それぞれの事故の詳細について説明されたい。

(答弁)

報告第 19 号については、令和 5 年 4 月 7 日に東小学校の、入学式に参加するため来校していた児童の祖母が、体育館横に設置されていた木製スロープで転倒し、左大腿骨と手首の骨折により 2 か月程度の入院を余儀なくされ、損害賠償として 100 万円を支払ったものである。

報告第 22 号については、令和元年 7 月に糸引小学校の 1 年生児童が、プールの授業中に他の児童と接触し、プールサイドで前歯を負傷し、通院に 3 年以上かかったことに対する損害賠償請求があり、示談金として 123 万 3,860 円を支払ったものである。

(質問)

報告第 22 号のような学校プールにおける事故を防ぐためにどのような対策を講じたのか。

(答弁)

事故後直ちに行った聞き取り調査によると、当時の活動内容は、数人のグループを作って横一列に並び、プールの端から端へ笛の合図で列ごとに進むといったもので、事故の原因としては、被害児童に後続の列が追いついてしまい追突したことによるものである。

教育委員会としては、現場状況を確認し、学校の管理職と体育担当教員に対し、教員の立ち位置や児童の動きなどを確認しながら、具体的な授業の流れについて指導した。

また、当該事故については全ての学校で共有し、再発防止に徹底して努めるよう指導しているところである。

(質問)

5 月 28 日午前 8 時 10 分の大雨警報発令時において悪天候の最中にすぐに児童生徒を下校させた学校と午後から下校させた学校があり、対応にばらつきがあった。

午後 3 時頃から小降りになるという予報もあったので、悪天候の中帰宅させられた児童生徒の安全面が心配された。警報発令時における臨時休校の判断基準はどのようなになっているのか。

(答弁)

大雨等の警報発令時における臨時休校の判断基準

については、教育委員会より各学校へ通知している。

小学校を例に挙げると、午前 7 時時点及び始業開始までに警報が発令されれば臨時休校、始業後に警報が発令された場合は即座に臨時休校として生徒を下校させるのか、学校に留め置いて天候の回復を待つのかを校長判断としていた。

今回、即座に児童を帰宅させた学校の考え方は、始業前である午前 8 時 10 分の警報発令は、通知の基準では臨時休校対応になること。また、午後 3 時には小降りになるものの朝から正午にかけて降水量が増える予報でもあったため、できるだけ早めに児童を帰宅させよう判断したものと思われる。

しかしながら、警報発令時は、ほとんどの学校の児童生徒が登校を済ませており、無理に下校させるとより危険な状況になった可能性があったため、通知の内容を、午前 7 時以降に警報が出た場合はその時の児童生徒の登校状況を踏まえ学校長が適切に判断するというものに変更している。

実際に本委員会の前日も大雨で危険な状況になることが予測されたため、各学校長へ新しい通知に基づき適切に判断するよう指示を出したところである。

(要望)

翌日に大雨が降り危険が予測される場合は、学校給食や保護者の対応のしやすさも考慮して、前日の内に臨時休校等の対応を決める取組をしている自治体もあると聞く。

学校長が臨機応変に判断することも大切だが、個人の判断には限界があり、判断にばらつきが出れば保護者としても納得しにくいこともある。天気予報の精度も向上していることから、しっかり事前に情報収集を行い、子どもの安全を第一とした統一された判断ができるように、体制の見直しも必要ではないかと思う。

また、昨今様々な連絡ツールが出ているので、保護者への連絡・周知が簡便かつ迅速に行えるよう、学校の DX 化を図られたい。

(質問)

本会議において、教育長に対し就任 2 か月を経たの感想を質問したところ、教育次長から答弁があった。

教育長の所見を聞いているのだから、教育長自身が答弁すべきであったと思うがどうか。

(答弁)

質問内容が教員のプロ意識についてであり、教員として 30 年間の勤務実績のある教育次長から答弁すべきと判断したためであるが、質問内容を真摯に受け止めて、教育長としての意見を発信していきたいと考えている。

(意見)

組織上、誰が答弁するなどの取決めがあるのかもしれないが、前例を打破することが新しい教育長として期待されていると思う。

教育次長が本会議場に出席することを教育長は答弁しないのかというふうに見られてしまえば本末転倒なので、よく考慮すべきだと思う。

(質問)

教育長が教育現場を回った際の感想などを聞いてみると、誰一人取り残さない教育として弱者支援の強い思いを感じるが、各学校のトップラインにいるような子どもたちに対して、さらに一歩先を示したり、将来を見据え自分で判断ができるよう促す教育も現在求められていると思う。教育長としてどのような考えを持っているのか。

(答弁)

トップラインにいる子どもたちにも、苦手なことはあるため、学校としては、まずその子どもたちが困難と感じることに対し、きちんと対応していかないといけないと考えている。

その上で、授業とは別のことで、自主的に何かやってみようという強い思いがある子どもに対して、それを応援する体制をつくるのが大切であると思う。

また、学校外では、突出した能力を持つ子どもたちに対して、民間で支援することも広く行われており、そこに子どもをつなげるのも 1 つではないかと考える。

そして、誰一人取り残さない学びの保障として、ICT教育の重要性がより大きくなっていくと思っている。

ICTを使うことによって、その子ならではの自分らしい学びにつなげていくことができ、勉強が得意な子どもに対してだけでなく、苦手に思っていることが多い子どもに対しても効果があると感じている。

(質問)

学校への防犯カメラの設置について、教育委員会の

考え方を説明されたい。

(答弁)

かつては校内をカメラ撮影されることに對し、強い抵抗感を示す学校が多かったが、昨今、教職員の体罰や暴言など、校舎内での様々な問題や課題があることから、防犯カメラの校舎内への設置に対するハードルは、ここ数年で低くなってきている。

現在、どのような形で設置がよいのか、各学校から意見を聞きながら検討しているところである。

(質問)

民間企業のカスタマーセンターなどにおいては、冒頭で「品質向上のため、録音します。」という音声案内が流れ、通話を録音するところが多いが、学校現場においても無理な苦情等への対策として、同様の対応をしてもよいのではと思うがどうか。

(答弁)

委員提案の対応は、一定の抑止力となると思うが、一方で、電話で保護者や地域住民の意見を聞くことも学校にとっては必要であると考えており、現在、学校教育の中における電話の在り方について調査研究しているところである。

(質問)

通学路において発生する事故や事件に対する学校の責任についてどのように考えているのか。

(答弁)

通学路における登下校への対応業務は、文部科学省では、基本的に学校以外が担うべき業務として位置づけられている。

しかしながら、登下校中の子どもたちの安全については、学校がしっかり見守り、安全指導をしていく必要があるという思いを持っており、学校の責務であると考えている。

(要望)

昨今は、解散する子ども会が増えており、通学路の旗当番に当たっていても「やりたくないから行かない。」という事例も起きていて、登下校における子どもたちの安全に非常に危機感を持っている。

文部科学省での業務の位置づけとしては学校の範疇ではないのかもしれないが、誰も子どもたちの登下校の様子を見ていない中で事件が発生したとなると本当に大変なことになる。学校としても気をつけても

raitai。

(質問)

6月上旬の旅行会社の談合事件によって、複数の旅行会社が指名停止となっていることから、幾つかの自治体において修学旅行の手配に困っていると聞いているが、本市においてはどうか。

(答弁)

本市においては、修学旅行の業者選定等の業務は校長会が行っており、教育委員会は校長会からの相談や適宜指導を担っている。

修学旅行の業者選定は、小学校・中学校ともに2年前の9月以降に行うため、令和6年度は今の小学4年生と中学1年生の分を9月以降に決めることになり、現時点で校長会から業者選定で困っているという相談はない。

校長会のほうから何か相談があれば教育委員会として適切に対応するつもりである。

(要望)

例年どおり修学旅行が実施されるよう対応されたい。

(質問)

旧藤森家住宅について、管理の意向を示している地域活動団体があつたと思うが、永続性や透明性の観点から自治会で管理することとなっている。

当該地域活動団体がしっかりしているところならば、慣例どおり自治会に頼むのではなく、これまでとは違ったやり方を模索しようとはしなかったのか。

(答弁)

現在、自治会でどういった形で、どこまでの範囲で管理運営できるのか検討しているところだと聞いている。

その検討結果を受けて同住宅の管理運営の在り方について話を進めていけたらと考えている。

(質問)

自治会から地域活動団体へ業務を完全に委託するのであれば、自治会を介さず最初から市が地域活動団体と契約すべきではないのか。

(答弁)

文化財は地域の活性化に活用してもらうというのが基本的な考え方であり、その地域の活性化に関して活動している団体は地元自治会と認識している。現在、

自治会でいろいろと検討しているところであるので、その結果を踏まえ、市としての対応を検討していきたい。

(質問)

文化財を地域活性化のために使用するという考え方について、再度説明してもらいたい。

(答弁)

文化財をより広く知ってもらうということは、文化財の保存活用の基本的な考え方となっている。

旧山本家住宅も、網干地区の活性化のために地元自治会を中心に運営しており、旧藤森家住宅でも同様の管理形態を取れないか自治会に検討してもらっているところである。

(質問)

これまでの経緯として、藤森家から寄贈を受けて市で管理することになり、しばらくの間放置していたところ、かなり傷みが進んでしまったことから、遅れながらも管理方法の検討をスタートしたものと認識していたが、いつの間にか地域活性化のためにその方法について自治会が検討しているという説明になっている。

旧藤森家住宅を保存して教育委員会で管理している意義は何か。

(答弁)

旧藤森家住宅に関しては、市へ寄贈された後、登録文化財となったという経緯がある。

これは文化財的価値があると国が認めて登録しているものであり、文化財としての意義を知らしめる施設であるとして教育委員会が管理している。

昨今、文化財の扱いについては、保存だけでなく活用していくという側面が出てきており、その側面を捉えて地域活性化のために地元で活用してもらうという考え方で答弁をしたものである。

(要望)

文化財を利用した地域活性化は地域が求めてやっていることではないということを十分認識し、地域に任せるのではなく、市が当事者意識をしっかりと持ってもらいたい。

現状のような地域任せな対応に対し、実際に地域活動団体から不安の声も聞いているので、しっかり対応されたい。

(質問)

教育委員会がユーチューブなどの映像やSNSを使って情報発信していくことについてどのように考えているのか。

(答弁)

教育委員会の取組の中には、もっと情報発信をしてもよいものがたくさんあると感じている。それらを積極的に発信していくことによって市民に理解してもらい、信頼を得ていくことが重要だと考えている。

発信の在り方についてはこれから検討していくが、教育長自身が取材に答えるなどしていきたいと思うし、市民へ知ってもらいたい教育委員会のことについて発信に努めたい。

(質問)

梯野外活動センターが廃止されたことにより、本市で自然学校を実施できる施設は、現在、藤ノ木山野外活動センターのみとなっている。

同施設は学校単位で2年に1回しか使用できないこととなっているため、同施設が使用できない年は、自然学校が実施可能な施設を各学校が探す必要があり、学校にとって非常に困難かつ大きな負担となっている。

梯野外活動センターの廃止の際は、今後の本市の自然学校の実施に当たり大きな問題はないという説明であったため、同センターの廃止はやむなしという議論となったと記憶しているが、実際に学校現場が困っているということに対し、教育委員会として何か聞いているのか。また、サポートはしているのか。

(答弁)

本市の自然学校の実施状況として、指摘のとおり、基本的に2年に1回が藤ノ木山野外活動センター、それ以外の年は学校が各自で施設の予約をする形になっている。

教育委員会としては、例えば佐用町や加古川市、神戸市など周辺自治体にある公立施設や県内の民間施設における受付開始時期や施設の特徴、実際に利用した学校の反応等を整理し、各学校へ紹介しており、各学校が何の手がかりもなく施設を探すという状況にはならないようにしている。

今後もできるだけ説明に努めたいと考えている。

(要望)

大規模校では、教育委員会から施設の選択肢を示されても、児童の受入可能数の関係で、利用可能な施設はハチ高原の民間施設くらいしかなく、但馬地域の学校や他の大規模校との利用調整にも苦慮しているとのことである。

教育委員会としてこのような大規模校ならではの問題にも配慮しながら、学校へのサポートや相談の対応に努められたい。

(質問)

本委員会の開催前に、請願の趣旨説明があった。その際に提出された資料に請願人が代表を務める団体の組織体制表があり、姫路市教育委員会の名前があるが、教育委員会はどのような役割を果たしているのか。

(答弁)

同団体の関係者が実施している活動を教育長と教育次長が訪問し、活動状況や要望を聞いたことはあるが、教育委員会が同団体の構成員になっているという事実はない。

(質問)

出張型適用教室を令和6年4月から2か所増設しているが、各施設の利用状況や支援内容を説明されたい。

(答弁)

大塩公民館は中学生が2人、図書館香寺分館も中学生が2人参加しており、4人とも令和6年度から初めて適用教室の利用をしている生徒である。

なお、従来から広畑と安富で開設している出張型適用教室には、広畑に中学生4人、安富に中学生1人が参加している。

広畑・安富については、相談員と個別の面談の上でその日にどのような活動をするかを決定しており、広畑では主にバトミントン、安富ではカードゲームをしていると聞いている。

大塩では、タブレットを使っての学習や持参した問題集を解くという学習支援を行っており、香寺では、持参した問題集を解くことに加え、図書館ということもあり、本を読む時間も設けながら相談員との相談も行っているというような活動状況である。

(質問)

令和8年4月に開校する統合新設校についての検討状況と今後どのようなことが議論していくのか説

明されたい。

(答弁)

現在、校名、校章及び校歌といった具体的に統合新設校に関わるものの準備を進めているところである。

また、令和7年度に市立姫路高校に普通教室を設置するための教室改造や仮校舎の設置工事を予定しており、その設計も現在進めているところである。

教育課程については、開校の1年前には打ち出す必要があり、現在その準備を進めているが、教育課程の基となる方針は、令和6年度中に発信していきたいと考えているため、学校の認可権者である県教育委員会等との調整を随時進めている。

令和6年8月末には、市立高校3校及び統合新設校のPRイベントを計画しており、市立高校の魅力をしっかり発信していきたいと考えている。

(質問)

こども未来局の所管ではあるが、いじめ問題再調査委員会について教育委員会として、どのように関わっているのか。

(答弁)

教育委員会としては、こども未来局からの資料提供依頼への対応や、同調査委員会が学校へ聞き取り調査をする際の調整、被害生徒が在籍する学校に対しての人的配置や育成支援課による相談業務などで関わっている。

(要望)

令和4年に当該いじめ事案を重大事態と判断してから、同調査委員会の設置までに時間を要した上、第2回の開催が令和6年4月から5月に延期となって以降、本委員会へ開催状況の報告がなく、調査が放置されて進んでいないのではないかと印象を受けている。

これは、学校で起こったいじめの問題であることから、早期に調査が進むよう教育委員会としてももっと積極的に関わってもらいたい。

(質問)

学校の適正規模・適正配置に関して、小規模特認校にもいろいろな面でメリットがあるのは十分理解しているが、安富北小学校の小規模特認校は利用数も少なく、また、合併前の旧4町の小規模校の統廃合の話が出ている。

例えば、安富北小学校の小規模特認校も含めて安富中学校と義務教育学校化するなど、市全体として、小規模校の統廃合をもっと積極的に進めてもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

教育委員会としては、まずは地域で活力ある学校づくりを推進していくという立場から姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づく対応をしており、学校、保護者、自治会を含めた地域の方々と一緒に、それぞれの学校の在り方を検討していく中で、小規模特認校も設置しているという経緯もある。

勘野小学校と安富北小学校で利用人数に差があるのは承知しているが、まずは、しっかりと小規模特認校の取組に対して支援を行い、複式学級の解消に努めていきたいと考えている。

(質問)

現在、小規模特認校に通っている子どもは、様々な課題を抱え、本来通うべき学校に通えないから同校に通っているのではないかと思うが、それでも、開設から5年後に全学年1学級以上とならない小規模特認校は廃止するのか。また、廃止となった場合、同校に通学している子どもたちの受入先はあるのか。

(答弁)

小規模特認校が仮に廃止となった場合の課題があることは教育委員会としても認識している。

しかしながら、現状としては、開設から5年後に条件を満たしていない場合は基本方針にのっとり統廃合等を進めるということに変わりはなく、その時に同校を利用している子どもたちの受入先については考えなければならないと認識している。

(質問)

教育委員会として当初の考え方に変わりはなく、5年後に小規模特認校が廃止になる可能性があるのなら、今から1年生を新たに受け入れるのはやめるべきではないのか。その時考えるというのでは無責任だと思うがどうか。

(答弁)

あくまで5年は基本計画上の年次の区切りであり、5年後に小規模特認校が廃止となることが決定しているわけではない。

廃止を前提にして、卒業年次がそれ以降になる子ど

もを受け入れないという対応は難しいと考えている。

(質問)

小規模特認校に通う子どもたちは、不登校やいじめなど様々な要因があつて本来通うべき学校へは通えなくなってしまうが、何とか学校には通いたいと思つて同校を選んでいる。

入学に当たつて、同校が卒業まで存続しない可能性について説明はしていると思うが、廃止後の受入先のことは当事者に任せますというようなことでは、いじめ対策にも不登校対策にも全くなっていない。廃止後についてどのような対策をとるのか。

(答弁)

実際に廃止となった後の対応としては、どこにも行き先のない子どもが出ないように、一人一人の事情に沿つた対応をしたいと考えているが、具体的な対策として現在示すことはできない。

(質問)

廃止までの 3 年のうちに何か対策を取るということか。

(答弁)

検討は重ねていくが、具体的にどのようなものが示せるかは分からない。

現時点でも、小規模特認校以外にも教育的配慮という形で、実際に通うべき学校以外の学校へ通っている子どもは多い。小規模特認校の廃止後には教育的配慮という形で、どこの学校へ行くのが適切かということ、保護者と子どもの意見を聞きながら、しっかり考えていきたい。

(要望)

教育的配慮で、通うべき学校以外の学校へ通っている子どもがいることは認識している。

私が言いたいのは、教育的配慮により別の学校に通うという選択肢もありながらも、それでも小規模特認校を選んで通っている子どもの気持ちを大切にしたいということである。

小規模特認校が廃止になつても、別の学校に行けばよいということではなく、今後の 3 年間で何か対策を考えてもらいたい。

教育委員会終了

15時05分

意見取りまとめ

15時06分

(1)付託議案審査について

・議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 75 号～議案第 82 号、議案第 89 号及び議案第 91 号、以上 12 件については、いずれも全会一致で可決、同意または承認すべきものと決定。

(2)付託請願審査について

・請願第 6 号については、全会一致で採択し、要望書を送付すべきものと決定。要望書の文案は正副委員長に一任することに決定。

・請願第 7 号については、全会一致で継続審査すべきものと決定。

(3)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4)委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

15時19分

正副委員長退任挨拶

15時19分

閉会

15時20分